

提出書類の組合せ

申請には、区分や希望する配慮事項により、次の①受験上の配慮申請書、②診断書、③状況報告書の所定の様式を組み合わせ提出してください。

① 受験上の配慮申請書【必須】

申請書に希望する配慮事項を必ず記入してください。申請書に記入が無い場合は配慮されません。

② 診断書【必須】

診断書は、区分に対応した様式のものを出してください。

区 分	使用する様式	掲載ページ
視 覚 障 害	診断書（視覚障害関係）（注 1）	p. 41
聴 覚 障 害	診断書（聴覚障害関係）	p. 43
肢 体 不 自 由	診断書（肢体不自由関係）	p. 45
病 弱 ・ そ の 他	診断書（病弱関係・その他）	p. 47
発 達 障 害	診断書（発達障害関係）	p. 49

③ 状況報告書【以下に該当する場合に提出】

状況報告書は、希望する配慮が(1)のいずれかに該当する場合には、それぞれに対応した様式のものを出してください。複数該当する場合には、該当するもの全てを出してください。

ただし、区分が「発達障害」の場合には、希望する配慮にかかわらず、(2)のみ提出してください。

(1) 以下の「希望する配慮」に対応した様式のものを出してください。

希望する配慮	使用する様式	掲載ページ
リスニングの免除	状況報告書（リスニング免除）	p. 51
試験時間延長（1.3倍）	状況報告書（試験時間延長（1.3倍））（注 2）	p. 53
代 筆 解 答	状況報告書（代筆解答）	p. 55
別 室 の 設 定	状況報告書（別室の設定）（注 3）	p. 57

(2) 区分が「発達障害」の場合には、必ず提出してください。

（(1)の他の状況報告書を提出する必要はありません。）

区 分	使用する様式	掲載ページ
発達障害	状況報告書（発達障害関係）	p. 59

（注 1） 「診断書（視覚障害関係）」に代えて、点字解答希望者については、「校長による点字学習の証明」（任意の様式）でも可能です。

（注 2） 「状況報告書（試験時間延長（1.3倍）」については、視覚障害により試験時間の延長（1.3倍）を申請する場合には、提出する必要はありません。

また、代筆解答希望者で、試験時間の延長（1.3倍）を申請する場合にも、「状況報告書（代筆解答）」に試験時間の延長を必要とする理由を記入するため、提出する必要はありません。

（注 3） 「状況報告書（別室の設定）」については、別室での受験を希望する場合に提出が必要です。

ただし、希望配慮事項のうち、点字・文字・チェック・代筆解答、試験時間延長、拡大文字問題冊子（22ポイント）の配付、CDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式及びリスニングにおいて途中退室するため音声を一時停止の配慮（別室において配慮する事項）を申請する場合は、提出する必要はありません。

【備考】

障害等の程度や希望する配慮によっては、十分な審査を行うため、大学入試センターから追加で書類等の提出を求める場合があります。